

福岡市私道整備助成要綱実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、福岡市私道整備助成要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 要綱第 4 条第 2 項に規定する要件の取扱いは、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般交通の用に供している道路とは、専用道路でなく、広く一般市民が生活道路として利用している道路とする。
- (2) 行き止まり道路（袋小路）の場合は、原則として当該道路の利用者（隣接居住者）が、5 世帯以上、又は、20 人以上あることを条件とする。
- (3) 既に助成を受けて整備された道路については、助成の対象としない。

(工事費の単価)

第 3 条 要綱第 7 条に規定する助成金の算定の基礎となる工事費の単価は、毎年度道路下水道局長が定める。

(現地調査等)

第 4 条 要綱第 8 条に規定する私道整備助成金交付申請書を受理したときは、現地調査を行い、助成対象の可否を審査し、審査の結果適合するものについて所定の事務処理を進めるものとする。

2. 当該道路に水道管、ガス管等の埋設計画があるときは、当該計画の完了を確認したうえで所定の事務処理を進めるものとする。
3. 工事の内容については、現地に適合した構造となるよう指導するものとする。

(完了検査)

第5条 要綱第14条に規定する完了検査は、工事施行者の代表者及び当該工事の請負業者の立会のうえ行うものとする。

2. 前項の検査は、福岡市が発注する土木工事の検査要領に準じて行うものとする。

3. 前2項の規定は、工事の手直しを命じた場合について準用する。

(特別助成)

第6条 要綱第19条に規定する特別助成の必要があるときは、要綱第8条に規定する私道整備助成金交付申請書の提出に当たり、同上各号に掲げる書類のほか福祉事務所長の保護証明書を添付させるものとする。

2. 特別助成の金額は、工事施行者が負担すべき金額（要綱第7条に規定する工事費総額の2分の1に相当する額）を負担者の数で除して得た金額を限度とする。

(附則)

この要領は、昭和52年4月1日から実施する。

改訂 平成27年4月1日

改訂 平成29年4月1日

改訂 令和3年4月1日

この要領は令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。